

# 確 認 書

今般、建設業の一人親方労災保険(特別加入)の加入にあたり、以下の内容について確認の上、承諾します。

- ・ 加入職種は建設業であること。
- ・ 建設業以外の労災事故は適用対象外であること。(船舶での作業や機械・設備等の保守点検修理、草刈や雑木の伐採などは適用対象外)
- ・ 労災の認定、給付額の決定は大分労働基準監督署が行うため、給付に関する決定事項については、当組合へ異議申し立ては行わないこと。
- ・ 労働災害にて医療を受ける場合、医療機関窓口において労災保険扱いであることを申し出ること。
- ・ 加入年月日は、労働基準監督署へ届出をした翌日が最短となること。
- ・ 加入申込時において、天災地変等による交通機関の運休、電話、ファックス、インターネット回線の不通等の発生により届出が行えない場合、加入が遅れる場合があること。
- ・ 保険料等は組合指定期日までに必ず納入すること。保険料等が期日までに納入しない場合は、強制的に脱退となる場合があること。
- ・ 加入証明書等は、保険料等納入済みの期間分の証明となること。
- ・ 住所、氏名等変更があった場合は速やかに組合へ連絡すること。
- ・ 何らかの理由により労災保険が必要でなくなった場合は、速やかに組合へ連絡すること。
- ・ 加入時健康診断受診が必要な場合は、大分労働基準監督署より指示された期間内に、必ず指定の健診機関で受診すること。正当な理由なく健康診断の受診をしない場合、強制脱退処分を受けても異議申し立ては行なわないこと。

以上。

## (保険料について)

- ・ 保険料等は口座振替が利用できます。
- ・ 保険率は数年ごとに改正されます。

## (年度更新について)

- ・ 労災保険の年度は毎年4月～翌年3月までとなります。また、年度更新は毎年12月頃に組合が送付するハガキの返送もしくはHP内更新フォーム送信にて翌年度労災の必要有無の回答を頂き、その後の入金をもって、更新手続きとなります。